事件番号 令和4年(行ウ)第208号

〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609

孫樹斌 様



令和4年(行ウ)第208号

事 務 連 絡

令和4年5月30日

原告 孫 樹斌 殿

東京都千代田区霞が関1丁目1番4号 東京地方裁判所民事第2部Cd係 裁判所書記官 戸 田 淳 TEL03-3581-5652 FAX03-3581-5443



標記の事件について、裁判長の指示により、下記のとおりご連絡します。 内容について不明な点がございましたら、当職までご連絡ください。

記

- 1 本件の請求は、訴状7頁の第1の2(3)(総務局総務部法務課)の請求及び第1 の3(1)(区民部納税課)のアの請求です(被告は東京都及び東京都江東区)。
- 2 訴え提起手数料として、1000円分の収入印紙を、<u>令和4年6月13日(月)</u>までに納付してください。
- 3 書類の送達等に要する費用として、8178円分の郵便切手(内訳:500円 12枚、100円10枚、84円7枚、50円4枚、20円10枚、10円10 枚、5円12枚、2円10枚、1円10枚)を、<u>令和4年6月13日(月)まで</u> に予納してください。
- 4 別添「回答書」記載の事項について、【回答】欄に回答を記入した上、<u>令和4</u> <u>年6月13日(月)までに</u>回答書を提出してください。提出された回答書は、訴 状の記載を補完するものとして扱うこととします。

回答書は、ペン又はボールペンにより記入し、回答書上部に日付を記入して、 氏名を自署の上、押印してください。

A

令和4年(行ウ)第208号

回答書

 令和 4 年 6 月 8 日

 原告

 氏名 孫 樹斌

原告は、東京都を被告として、「行政審査の却下を取消する」請求をしていますが(訴状7頁の第1の2(3)ア)、取消しの対象としている裁決が違法である理由が記載されていないと思われます。そこで、同裁決を取り消すべきと考える理由を、次の空欄に記入してください(理由を記載した別紙を添付しても構いません。)。

都税の課税や徴収などの処分に不服がある場合 東京都知事に審査請求をすること

ができます。

都民税は 都税の一種類です。東京都は 納税猶予の不受理、差押・充当の合法性 などの審査権限があります。

上記の根拠:都のホームページ「税金一般」

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/index_a.html

以上